

## 中部地域公共交通再編実施計画及び中部地域公共交通網形成計画の延長について

### 1 中部地域公共交通再編実施計画

別添「鳥取県中部地域公共交通再編実施計画（案）」のとおり国へ申請

<今後の申請スケジュール>

6月	国への再編実施計画申請
7月	再編実施計画認定
10月	赤碕線再編の実施

### 2 中部地域公共交通網形成計画の延長

地域公共交通網形成計画と地域公共交通再編実施計画の終期は一致させることとされているため、以下の通り中部地域公共交通網形成計画の終期を延長する。

【現行】平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

【変更】平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

※中部地域公共交通再編実施計画

令和元年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年 6 ヶ月）

<再編実施計画を策定するメリット>

○計画を阻害する行為の禁止

再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限される等の取り扱いがなされる。

○国土交通省からの補助

・国庫補助の再編特例が活用可能

（例）補助基準である最低輸送量 15 人が 3 人に緩和される。乗車密度が低い場合に適用される補助額カットが適用除外となる。

・小型車両（7～10 人）の補助対象化

・再編実施計画に係る利用促進及び事業評価に要する経費への支援をする計画推進事業（国庫補助 1 / 2）が活用可能

（例）交通マップ、総合時刻表、満足度調査、OD 調査